

# 宮若市 新生活支援 補助金

新婚世帯

子育て世帯

お問い合わせ  
宮若市役所 まちづくり推進課  
TEL 0949-32-0773



## 補助金額

29歳以下  
39歳以下

最大60万円  
最大30万円



## 対象世帯

### 新婚世帯

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻日において、夫婦どちらもが39歳以下であること。
- 夫婦が同一の住民票に記載されていること。

### 子育て世帯

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに本市へ転入した世帯(\*)  
(\*)転入前の直近3年間、申請者が宮若市外住民であること。
- 転入日において、就学前の子を扶養し、同一の住民票に記載されていること。
- 転入日において、子を扶養する人(夫婦である場合)が39歳以下であること。

### 共通要件

- 宮若市に3年以上定住する意思を有すること
- 生活保護またはその他公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 世帯員全員が、市税等(各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還等を含む。)の滞納をしていないこと
- 世帯員全員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと
- 過去にこの補助金、宮若市子育て世帯家賃補助金、宮若市新婚世帯家賃補助金、宮若市定住奨励金、宮若市住宅取得補助金、他の自治体における結婚新生活支援事業による補助金を受けていないこと

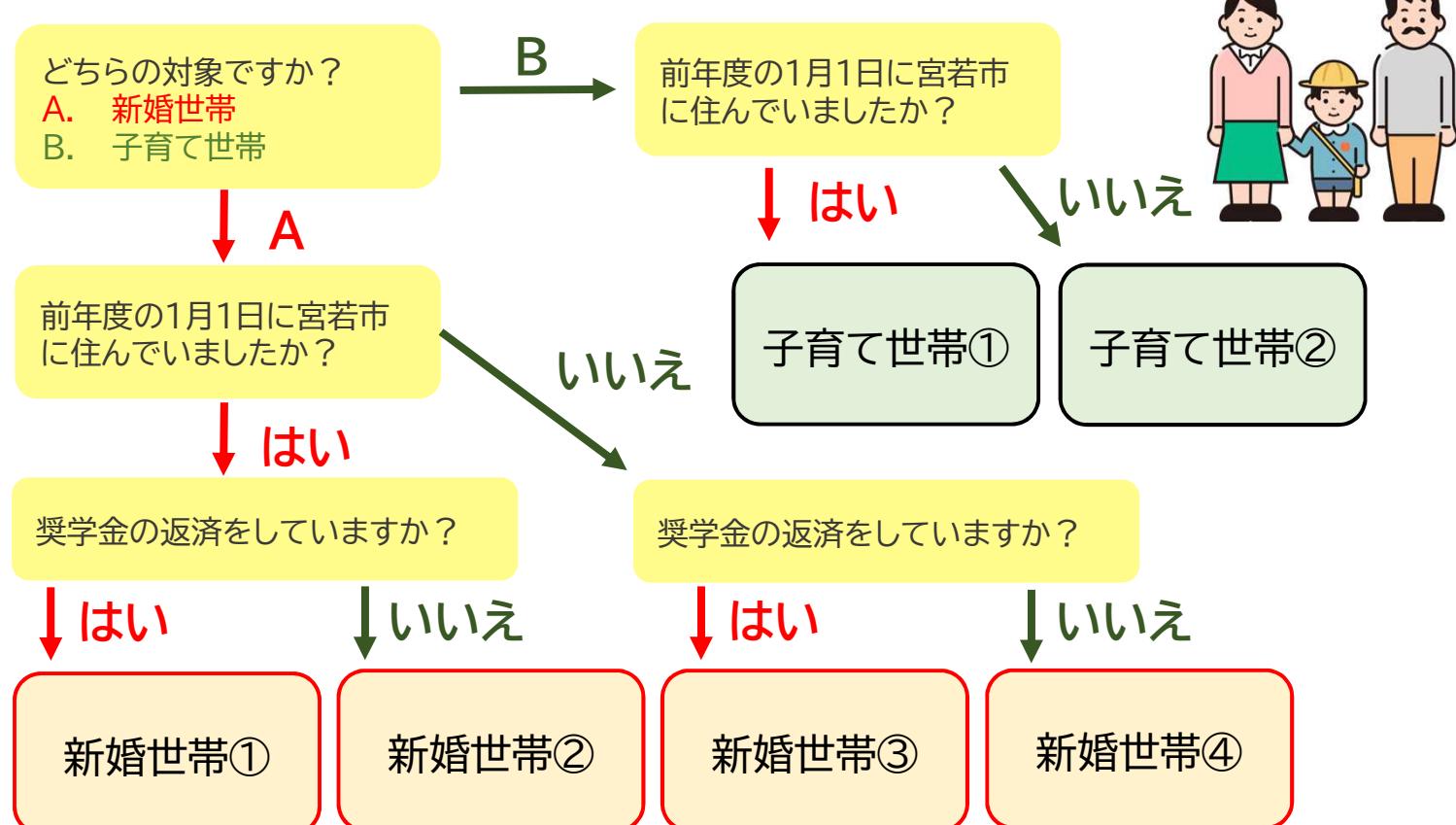
## 対象経費

住宅賃借費用	賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料 ※公営住宅、借上公共賃貸住宅、世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅を除く
住宅リフォーム費用	住宅の機能維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等 ※車庫又は車庫に係る工事費用及び門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用を除く
引越費用	引越業者、運送業者等への支払いに関する実費

## 申請期限

令和8年2月27日(金曜日) **※3月に申請を希望される場合はご相談ください。**

# 申請書類



新婚世帯①	新婚世帯②	新婚世帯③	新婚世帯④	子育て世帯①	子育て世帯②	書類名称
<input type="radio"/>	宮若市新婚世帯・子育て世帯新生活支援補助金受給資格認定申請書（様式第1号）					
<input type="radio"/>	個人情報調査同意書兼誓約書（様式第2号）					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				貸与型奨学金の返還額が分かる書類
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			所得証明書 *前年度の1月1日に住んでいた市町村で取得したもの
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		市税等の滞納がないことを証明する書類 *前年度の1月1日に住んでいた市町村で取得したもの

上記書類に以下のうち該当のあるものを添付してご申請ください。

- ・住宅賃貸借契約書の写し
- ・住宅のリフォームに係る工事請負契約書の写し



お問い合わせ・ご申請先

宮若市役所 まちづくり推進課 地域振興係  
(本庁3階) TEL 0949-32-0773